

記載例

〔婚姻前の氏・本籍に戻る〕

離婚届

令和〇年〇月〇日届出

(宛先) 鈴鹿市長

受理 令和 年 月 日 発行 令和 年 月 日

窓口受付時間であれば、住所異動と同時に届出できます。
同時に住所異動(転出を除く)を行う場合は住所の欄に新しい住所をご記入ください。

(1) 氏名	夫 鈴鹿 太郎	妻 鈴鹿 花子
生年月日	昭和6年12月10日	昭和10年5月8日
住所	三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	三重県亀山市本丸町577番
本籍	三重県鈴鹿市白子駅前34番	三重県鈴鹿市白子駅前34番
父母の氏名	父 鈴鹿 宗吾 母 鈴鹿 和恵	父 佐脇 健三 母 亀山 成美
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚	<input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判
婚姻前の氏に	<input checked="" type="checkbox"/> 夫はもとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻は新しい戸籍をつくる	(よみかた) かもやま みつとし
もどる者の本籍	三重県亀山市本丸町577番	筆頭者の氏名 亀山 光俊
未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 鈴鹿 一郎、鈴鹿 二郎	妻が親権を行う子
同居の期間	平成31年2月から	令和5年8月まで
別居する前の住所	三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	アパート・マンション等 ハイム鈴鹿B棟101号
別居する前の世帯のおもな仕事	<input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)	
夫婦の職業	夫の職業	妻の職業
その他	妻の養父 亀山 光俊 続柄 養女	
届出人署名	夫 鈴鹿 太郎	妻 鈴鹿 花子
事件簿番号	令和 年 月 日 午前 時 分 受付	

住定年月日	夫 平成 . .	妻 平成 . .
-------	----------	----------

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。(消えるボールペンで記入しないでください。)
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
届書は、1通でさしつかえありません。

そのほかに必要なもの 調停離婚のとき→調停調書の謄本 和解離婚のとき→和解調書の謄本
審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書 認諾離婚のとき→認諾調書の謄本
判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	署名 (※押印は任意)	印
生年月日	昭和36年10月10日	昭和43年7月7日
住所	三重県亀山市本丸町577番	三重県鈴鹿市弓削二丁目6番30号
本籍	三重県亀山市本丸町577番	三重県亀山市本丸町577番

本届書中
朱線部削除

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
今後離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください。(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)
同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。
届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
 面会交流について取決めをしている。 [面会交流: 未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。]
 まだ決めていない。

経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
 養育費の分担について取決めをしている。 [養育費: 経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。]
取決め方法: (□公正証書 □それ以外)
 まだ決めていない。

このチェック欄についての法務省の解説動画



詳しくは、各市町村の面会交流や養育費のほか、

婚姻前の氏(旧姓)・本籍に戻ります。
筆頭者・本籍地は婚姻前のもとの戸籍の筆頭者・本籍地を記入してください。

日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。

【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

届出人	確認内容	送付日・印	不受理申出確認	住所	TEL () -
夫	免・パ・他() 通知	/	有・無 () ()	氏名	
妻	免・パ・他() 通知			確認	免・パ・他()

◎ 署名は必ず本人が自署してください

連絡先
電話 夫: 090 0000-0000 番
妻: 080 0000-0000
自宅・勤務先 (携帯電話) 呼出